

品確法の改正に伴う中部ブロック発注者協議会の取組について

山本進一¹・柴田秀史²・森岡南帆³

¹⁻³企画部 技術管理課（〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法という）は、公共工事の品質確保を目的に平成17年に制定されている。中部ブロック発注者協議会は、品確法に基づき発注関係事務を適切に実施するため、国・特殊法人及び地方公共団体等の各発注者で組織されており、連携・支援により発注者間の協力体制を強化し、建設生産システムの向上に関する施策の推進・強化を図っており、中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に努めている。中部ブロック発注者協議会の取組状況を報告し、令和元年6月の品確法改正に伴う取組を紹介する。

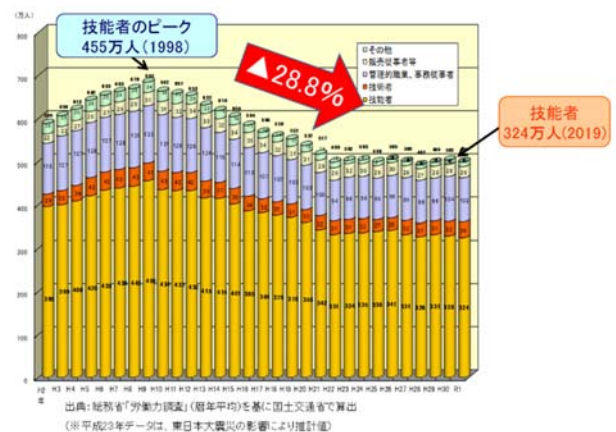
キーワード：品確法改正、発注者協議会

1. 建設産業の現状

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で安全・安心の確保を担う守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担っている。

しかし、近年は、公共事業予算の減少などの影響から建設投資は急激に減少（ピーク（1992年：約84兆円）の約6割（2019年：約56兆円））しており、結果として事業量が減少することで競争が激化し、過度な競争に起因するダンピング受注など、建設企業の経営を取り巻く環境が悪化している。また、少子高齢化や労働環境を背景に現場で働くいわゆる「職人」などの技能者が減少

（ピーク（1998年：約455万人）の約7割（2019年：約324万人））しており、建設産業は構造的な課題に直面している。



図－2 建設業就業者の推移

2. 建設産業の労働環境

建設産業の労働環境については、年間の総労働時間を他産業と比較すると、年間で約340時間（約2割）長い状況となっている。また、年間の出勤日数についても同様に比較すると、年間で30日程度多い状況となっている。こうした状況の中、働き方改革関連法の成立（H30.6）により、5年の猶予期間はあるものの、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることから、速やかな労働環境の改善が求められている。また、技能労働者の約3割が55歳以上と高齢化も進み、これからの建設業を支える29歳以下の割合が約1割程度となっており、若手入職者の確保が急務となっている。建設産業では、労

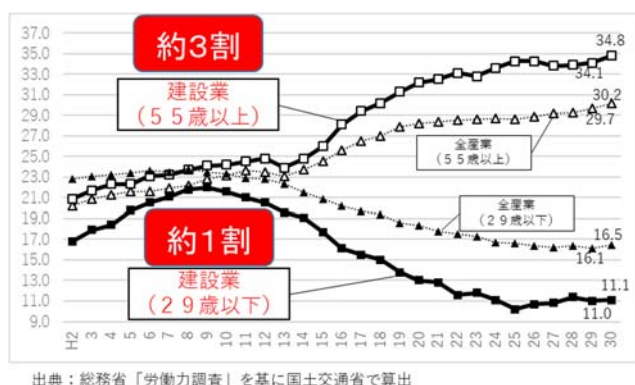


図－1 建設投資の推移

働時間の短縮や土日の休暇取得など労働環境の改善と、地域の建設業の活動を維持してゆくための担い手の確保・育成が、喫緊の課題となっている。



図ー3 実労働時間及び出勤日数の推移



図ー4 建設業就業者の高齢化の進行

3. 新・担い手3法(令和元年度改正)

このような時代背景のなか、公共事業の品質確保とその担い手確保を実現するために、平成26年に担い手3法が改正された。担い手3法は、公共工事の基本となる「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法という）」と、品確法に密接に関連する「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、入契法という）」「建設業法」を指している。この担い手3法の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根拠、ダンピング対策の強化など様々な成果が見られたが、改正から5年が経過し、建設業の長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性向上、地域の「守り手」としての建設業への期待といった新たな課題・引き続き取り組むべき課題への対応が必要となった。

そこで建設産業における「働き方改革の推進」「生産性の向上」「災害時の緊急対応強化」を3つの大きな柱として、令和元年6月に品確法・入契法・建設業法の一體的改正を行う「新・担い手3法」が成立した。品確法については、「働き方改革の推進」への対応として、施工時期の平準化、適正な工期設定が発注者の責務として

明確化された。

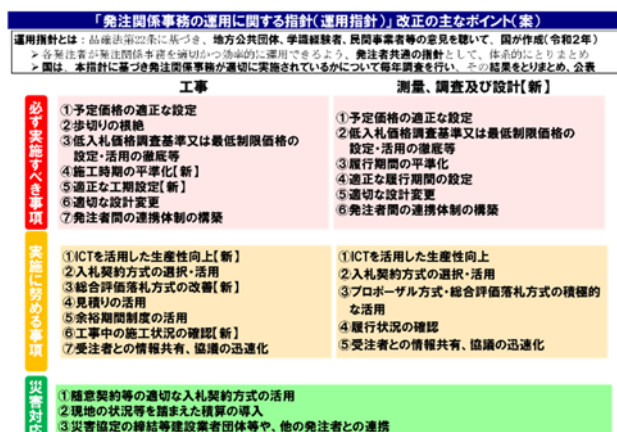
新・担い手3法(品確法・建設業法・入契法)



図ー5 新・担い手3法 改正概要

4. 改正品確法の運用指針

改正品確法の第22条に基づき、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、国土交通省は発注者共通の指針として「発注関係事務の運用に関する指針（以下、運用指針という）」の策定に取り組み、令和2年1月30日に関係省庁申合せにより改正された。この運用指針では、各発注者が発注関係事務の各段階で取り組むべき事項として「必ず実施すべき事項」や「実施に努めるべき事項」が体系的にとりまとめられている。また、運用指針では各発注者が発注関係事務を適切に実施しているかについて、国は毎年調査を行い、その結果をとりまとめ公表することとしている。



図ー6 運用指針の主なポイント

5. 中部ブロック発注者協議会の取組

中部ブロック発注者協議会は、国・特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図り、公共工事の

品質確保の推進に寄与することを目的として、平成20年に設立された組織である。また、平成26年の改正品確法により発注者間の連携推進が発注者の責務として明確化され、発注者協議会は法定協議会となった。中部ブロック発注者協議会では協議会の場合「施策の連絡調整の場」から「取組を推進する場」へと体制強化を図るため、各県に全市町村が参画する県部会を設置した。中部ブロック4県（岐阜・静岡・愛知・三重県）の国の機関、地方公共団体の機関、特殊法人等の機関により構成される中部ブロック発注者協議会は、令和2年3月時点で194機関が参画している。

中部ブロック発注者協議会では、各発注者が発注関係事務を適切に実施しているかを確認するため、運用指針に定められている中から15項目の評価指標を策定している。構成員は、年度当初に目標を設定し、年度末には実績を確認する形で自己評価を行い、自らの立ち位置を確認している。また、自己評価の結果は、国（中部地方整備局）がとりまとめ、中部地方整備局のHPで公表しているところである。

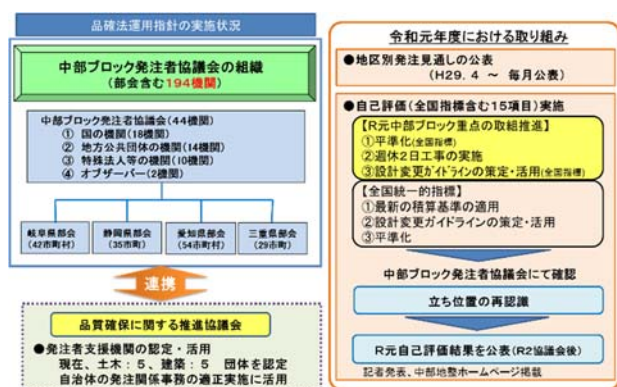


図7 中部ブロック発注者協議会

6. 取組の促進に向けた工夫

中部ブロック発注者協議会では、将来の担い手を確保し、災害やインフラ整備・メンテナンス等の役割を今後も果たし続けていくために、建設業の労働環境を改善し働き方改革を一段と強化する「施工時期の平準化」「週休2日工事の実施」「適切な設計変更」の3つの取り組みを重点目標として設定し、地方公共団体と連携しながら、持続可能な建設産業の構築を目指している。中部ブロック4県における公共工事のシェアを見ると、令和元年度実績では工事発注件数における発注機関別の割合で、国等が約10%、県が約30%、市町村が約60%となっている。また、工事稼働金額における発注機関別の割合では、国等が約20%、県が約25%、市町村が約55%となっている。このため、効果を上げるためにはシェアの多い県・市町村の取組の促進が不可欠となっており、以下のように少しでも取組が推進できるよう工夫することにより、

その効果が出始めたところである。

(1) 施工時期の平準化

施工時期の平準化により、年間の工事量の偏りを解消し年間を通した工事量が安定することで人材、機材等の効率的な配置と活用が図られ、生産性の向上と労働環境の改善に寄与する取組である。公共事業は会計年度独立が原則となっており、通常は4月から工事発注手続きを始め、翌年3月までに工事を完成させるものが多い。このため、建設業は年度当初に閑散期があり年度末に向けて繁忙期を迎え、年間の仕事量の差が激しくなる傾向にあり、資機材の効率的な活用が難しい環境となっている。また、繁忙期には長時間労働や休日出勤など労働環境が過酷になり、現場の技能労働者が減少し若手入職者も減少する原因となっている。このような状況を改善するため、中部ブロック発注者協議会では、年度当初の閑散期（4月～6月）の工事稼働件数を増やすため、「さしすせそ」の取組を推進してきた。（さ：債務負担行為の活用、し：柔軟な工期の設定、す：速やかな繰越手続き、せ：積算の前倒し、そ：早期執行のための目標設定）市町村が発注する工事の中には、補助金や農業への影響を考慮した施工条件により施工時期が限定される工事が多いため、平準化を進めることが難しい面もあるが、取組の意図を市町村に理解していただき、債務負担等が可能な工事を少しでも多く発注し、施工時期を平準化するように要請しているところである。今後も重点的に取り組む必要がある最も重要な取組である。

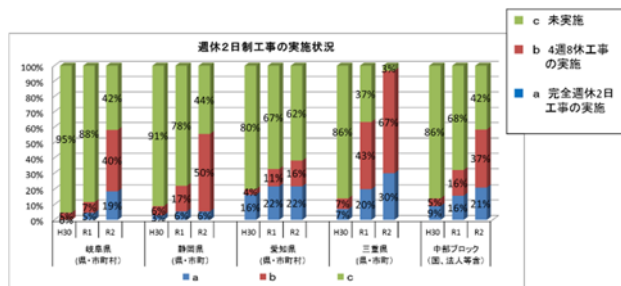


図8 平準化の取組

(2) 週休2日工事の実施

担い手を確保するため、週休2日工事の推進を図り建設業の労働環境を改善する取組である。下請け業者はいくつもの現場を掛け持ちするため、実際に土日に休暇を取るかは下請け業者の判断となるが、まずは発注者として週休2日を履行できるよう適正な工期で発注を行い、必要な経費を計上することで休暇を取りやすい環境を整えることを目的としている。現段階では、市町村の取組が進んでいないことから、数値目標として「年間で1件

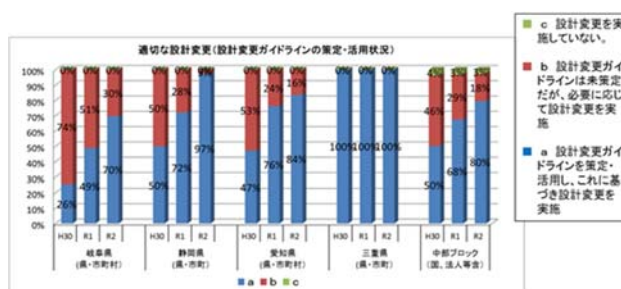
以上実施」することとし、県部会で取組工事を登録するなど、取組の1歩を踏み出すよう工夫をしている。今後は、取組件数を増やしてゆく必要がある。



図－9 週休2日制工事の実施状況

(3) 適切な設計変更

各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、請負代金や工期の円滑な変更と適正利潤を確保できるよう、設計変更の適正化を図る取組である。国・県では、設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について認識・解釈の違いが出ないように、設計変更ガイドラインをとりまとめている。市町村では、設計変更ガイドラインの整備が進んでいないため、県のガイドラインを準用するなどの方法を推奨し、早期の策定率100%を目指している。ガイドラインの整備により適切な設計変更ができる環境が整えられることから、今後は、適切に設計変更が行われているかを確認してゆく必要がある。



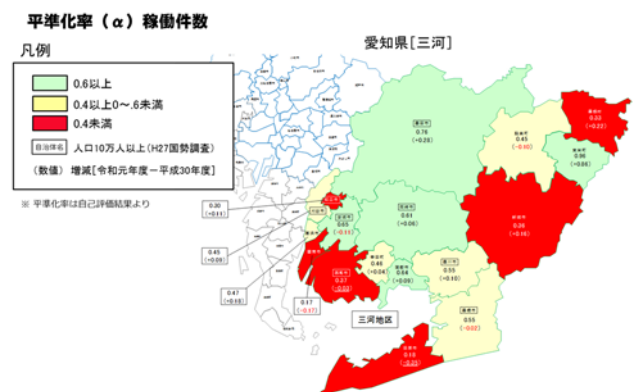
図－10 設計変更ガイドラインの策定状況

(4) 取組状況の見える化

構成員の取組結果は、自己評価結果として中部地方整備局のHPで公表しているところであるが、上記の重点取組事項については、平成30年度から他の発注者と比較できるように、県・市町村の取組状況を数値化したランキング形式で公表を行っているところである。また、令和元年度の取組結果については、各市町村の取組状況が一目で分かるよう、達成度に応じて着色をした地図を作成し公表することで各市町村の立ち位置を確認しやすく

なるなどの「見える化」を図り、結果の見せ方を工夫しているところである。

令和元年度は、新たな取り組みとして県部会の中に地域単位の推進会議を設置し、市町村の実務担当者と国・県の担当者が直接意見交換できる場を設置した。この推進会議は地域単位であり、県部会に比べ少人数の集まりとなることから、より具体的な取組内容を直接市町村の担当者に伝えることが可能で、市町村からも意見や質問が多く出てくるなど、市町村の理解浸透が早まり、取組を進める上で大きな役割を果たしている。



図－11 地区別取組状況の公表資料

7. 取組状況及び今後の方針

中部ブロック発注者協議会は重点項目である「施工時期の平準化」「週休2日工事の実施」「適切な設計変更」について、目標を設定し推進に取り組んできたところである。令和元年度の取組結果については、中部ブロック全体の平準化率は前年度と比較すると、0.6から0.66に上昇したが全国平均である0.67を下回っており、週休2日工事の工事発注件数は中部ブロック全体で1201件から2146件に増加した。また、令和2年4月から運用開始された改正品確法運用指針を受け、令和2年5月に協議会を開催し、自己評価指標、重点項目の見直しを行い、改正品確法運用指針の必ず実施すべき事項に盛り込まれた「適正な工期設定」を新たな自己評価指標として設定した。重点項目については、令和元年度に引き続き「施工時期の平準化」、「週休2日工事の実施」、「適切な設計変更」の3点を設定した。このうち「施工時期の平準化」については、「債務負担行為（ゼロ債務含む）の活用促進」を重点的に取り組むという方針を定めた。

今後も、中部ブロック発注者協議会は、公共工事の品質確保と建設産業の労働環境改善、生産性向上に向け、地方公共団体と連携して取組を進めていく予定である。

